

春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅のうち耐震性のないものの除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たす住宅をいう。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかの値をいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診

断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造
評点の最小値

- (4) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを除却する工事をいう。
- (5) 事業者 補助の対象となる旧基準木造住宅の除却工事を施工する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は当該者の同意を得て除却工事を実施する親族であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が木造住宅耐震診断を実施し、その結果、判定値が1.0未満又は第2条第2号イによる得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき実施する除却工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する旧基準木造

住宅に係る除却工事については、補助の対象としない。

(1) 同一敷地内において、過去にこの要綱又は次のいずれかの要綱に規定する補助金の交付を受けているもの

ア 春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日廃止）

イ 春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）

ウ 春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成23年7月5日施行）

エ 春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）

(2) 国その他地方公共団体等の補助金等の交付を受けているもの

(3) 公共事業の補償対象となっているもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事のうち、解体、運搬及び処分する工事に要する費用とし、戸建て以外の旧基準木造住宅については、延べ面積1平方メートルにつき34,100円を乗じて得た額を限度とする。この場合において、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

（補助金の額）

第6条 1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり）の補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端

数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る除却工事の契約を締結する前に、春日井市木造住宅除却費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であることを確認できる書面
- (3) 案内図
- (4) 対象建築物の写真
- (5) 除却工事費見積書（木造住宅耐震診断の結果報告書の報告日の翌日以降に作成されたもので、事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (6) 事業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。）の許可を証する図書の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (7) 市税の滞納のない証明書
- (8) 所有者の同意を証する書面（申請者が所有者と異なる場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第7号の書類について、市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略するこ

とができる。

3 申請者は、次に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。

(1) 土地区画整理事業区域

(2) 都市計画施設区域

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協議を必要と認める事業区域

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(地位の承継)

第9条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継させる場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき地位の承継を受けようとする者は、春日井市木造住宅除却費補助金地位承継届（第2号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負等契約書又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに
限る。）
- (3) 工事写真（工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票A票の写し又はこれに代わるもの
- (5) 床面積80㎡以上の除却工事においては、建設リサイクル法に
基づく届出の受領証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額の確定を受けた後、補助事業を行った者（申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

（補助金の受領の委任）

第12条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市木造住宅除却費補助金受領委任払申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市木造住宅除却費補助金受領委任払承認通知書（第4号様式）により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成31年5月31日までの間にあつては、第7条第1項第6号の規定中「又は解体」とあるのは、「、解体又はとび・土工」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。